

「富山に泊まってエンジョイキャンペーン」事業者向けFAQ
------------------------------

- Q1 オンライン予約などで独自の割引キャンペーンを実施している場合、キャンペーンの併用にあたりますか。
- A1 宿泊プランの一環ととらえますのでキャンペーンの併用にはあたりません。併用不可の条件については、主に国や県で実施しているキャンペーンとの併用ができないという主旨です。
- Q2 系列ホテルで利用できる食事券付きの宿泊プランを販売しています。食事券分の金額はお客様の自己負担となりますか。
- A2 なりません。利用用途が食事などに限定されている場合はクーポンの利用対象としていただいても結構です。ただし、クオカードなどの金券はお客様の自己負担となりますのでご注意ください。
- Q3 楽天などの外部サイトにキャンペーンに参加していることを掲載してもいいですか。
- A3 結構です。
- Q4 「富山に泊まってエンジョイキャンペーン」のチラシデザインをホテルのホームページで利用してもいいですか。
- A4 結構です。データが必要な場合は、事務局(富山市ホテル旅館事業協同組合)にご連絡ください。
- Q5 [旅行代理店]主に電話予約にて宿泊申込を受ける機会が多いのですが、クーポン受取、当選者の本人確認等の扱いはどうなりますか。支払いは基本的に現地支払です。
- A5 旅行手配のみを行っている場合は、電話やインターネットの代替として予約していると考え、クーポンの提出、本人確認、支払いは宿泊施設で行っていただいても結構です。ただし、この場合に利用できる宿泊施設は本キャンペーンに参加している施設のみです。
- Q6 住民票が富山市にない場合、公共料金の支払いはがきなどで本人確認書類とすることはできますか。
- A6 富山市に住民票があることを確認できることが原則です。ただし、特別な事情で住民票が移せない場合は公共料金の支払いはがきなどの提示でも可といたします。そのようなケースがあった場合は個別でご相談ください。

Q7 宿泊施設の宿泊料金と付属施設のバーベキュー場の使用料を併せてクーポン利用することはできますか。

A7 可能です。ただし、宿泊を伴わないバーベキュー場の使用のみの場合はクーポンの利用はできません。

Q8 当選者が同行しない旅行にクーポンの利用はできますか。

A8 当選者の身分確認が可能で、支払を当選者が行う場合は可能です。

(例)当選者が旅行代理店で両親分を予約し、本人確認の上、支払う。

Q9 クーポン 2 枚(15,000 円、10,000 円)が当選し、1 人 14,000 円の宿泊プランを 2 人で利用する場合、精算方法とクーポンの【事業者記入欄】の記載方法をおしえてください。

A9 精算は  $14,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} - (15,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円}) = 3,000 \text{ 円}$  がお客様の自己負担になります。

クーポンの【事業者記入欄】につきましては、下記を参考に記載してください。

(例)15,000 円クーポン:利用料金(割引前)15,000 円 割引額 15,000 円

10,000 円クーポン:利用料金(割引前)13,000 円 割引額 10,000 円

「当選者(〇〇〇〇)と同一会計」

※欄外にそれぞれメモを入れてください。